

議第212号から議第216号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
212	京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
213	京都市葵児童館及び京都市ひとり親家庭支援センター	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	平成26年4月1日から平成32年3月31日まで
214	京都市七条第三児童館	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
215	京都市桂徳児童館	京都市西京区檜原角田町1番地の42 社会福祉法人積慶園	同 上
216	京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター	京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423番地 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

提案理由

京都市北白川児童館ほか6施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。